

## 美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会事務調査報告書

令和3年第6回美幌町議会臨時会において承認された事件について、調査の結果を美幌町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告します。

令和4年6月21日

美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会

委員長 岡本美代子

美幌町議会議長 大原 昇 様

### 記

#### 1 事 件 名

美幌町議会改革及び活性化に関する事項について

#### 2 調 査 の 経 過

令和3年 8月 4日、 8月12日、 8月26日、 9月 9日、  
9月30日、10月15日、10月28日、11月11日、  
11月25日、12月23日

令和4年 1月14日、 1月26日、 2月10日、 2月25日、  
4月14日、 5月11日

#### 3 調 査 の 結 果

近年、地方分権の進展や社会情勢の変化に伴い、議会が果たす役割はますます大きくなってきている。

そうした中、二代表制における町政の一翼を担う議会としては、その果たすべき役割を明らかにし、町民に開かれた議会、参加しやすい議会となることが求められている。

美幌町議会においては、これまでも議会審議の活性化、効率化など、議会の自己改革に努めてきたが、地方分権の進展に伴い、新たな視点に立った議会改革及び活性化に取り組む必要があることから、令和3年8月4日、令和3年第6回美幌町議会臨時会において、美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会を設置した。

このたび、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上等を目指した改革に関する調査・研究項目について、一定の結論に達したため、本特別委員会のこれまでの調査・研究結果を報告する。

##### (1) 議会のICT化について

議会のICT活用については、急速な技術の進歩に伴い、地方議会においてもタブレット端末を導入し、ペーパーレス化に取り組んでいる。

美幌町議会では、平成30年、議会運営委員会において研修会及び行政視察を行ってきており、その際の報告では「タブレット等を含めた機器導入については、多額の費用も想定され、議会を含めた役場全体の効率化を目標とし、新庁舎建設に向けて、行政側との同時導入が最善策」と結論付けたところである。

本特別委員会では、これを引き継ぐ形で、全議員を対象としたデモンストレーション（タブレットの操作体験）を行うなど、議会ICT導入に向け協議を行ってきた

が、導入にあたっての細部の検討については、令和3年11月に設置した本特別委員会の小委員会（ICT導入委員会）に付託し、全議員を対象としたデモンストレーションとは別に、他社のデモンストレーションを実施するなど、6回にわたり議論を重ね、本特別委員会へ協議結果の報告があったところである。

小委員会からの報告を受け、本特別委員会において協議した結果、議会関連資料を電子化するペーパーレス化を行うことによって、会議の迅速・効率化の促進並びに文書保存や管理の効率化などを図るとともに、議会活動及び政務活動の活性化並びに円滑な議会運営を図り、より開かれた信頼される議会を実現するため、文書共有システム及びタブレット端末を導入することが望ましいとの結論に至った。

また、文書共有システムは、情報システムに係る経費削減、災害・事故等発生時の安全性確保及び事業継続性を考慮し、クラウド型サービスでの導入が適当であるとの意見で一致し、文書共有システム及びタブレット端末を令和4年度に導入し、活用を図るべきとの結論に至った。

なお、今後の美幌町議会の情報化に資するために「美幌町議会ICT推進基本計画」を策定したこと、また、文書共有システムとタブレット端末の使用にあたっては、議会活動及び政務活動に使用するものとし、私的な使用や選挙活動等への使用は禁止すべきとの意見で一致し、文書共有システムとタブレット端末の使用に関する必要な事項を定めた「タブレット端末使用基準」を策定したことを併せて報告する。

## (2) 議会の活性化について

### ア 議員定数の見直しの検討について

議員の定数は議会制度の根幹をなすものであり、議会としての本来の役割を果たすには、一定の議員数を確保しなければならない。

本特別委員会においては、議員定数について、オホーツク管内及び北海道内の人口同規模自治体の議員定数に関する調査を行い、美幌町議会にふさわしい議員定数は何人なのか、調査研究を行った。

調査研究の結果、議会と執行機関は、対等な関係で相互に緊張関係を保持しながら、協力して自治体運営に当たる責任を有し、議会は多様な民意を反映させ、政策立案や監視機能を効果的に発揮することが求められており、定数削減することによって常任委員会活動や議会活動に支障をきたすことも想定され、安易な削減は議会の弱体化に繋がる恐れがあることから、現状維持の14人が適正であるとの結論に至った。

今後も人口減少に伴い、議員の定数の適正化について議論されることが想定されるが、議論する場合は、議会内外において町民と一体となった十分な時間が確保されなければならないと考える。

### イ 議会基本条例について

美幌町においては、平成23年に美幌町自治基本条例を制定しており、同条例第7章に「議会」に関する項目が規定されているが、地方議会でも相次いで制定されている「議会基本条例」について調査研究を行った。

多くの「議会基本条例」では、「反問権」や「議会報告会」等について規定されているが、美幌町自治基本条例においてはこれらの項目も規定されており、自治基本条例と分離する必要性がなく必要に応じて自治基本条例を改正すべき等の意見が出された。

これらのことから、本特別委員会においては、「自治基本条例では不都合であるという明確な理由が生じた場合に議会基本条例の制定の是非について検討するべきである。」という意見で一致した。

#### ウ 議員報酬見直し及び特別委員会委員長、各副委員長の報酬支給について

地方分権改革等が進み、行政運営の複雑多様化、専門化の進行などにより、自治体運営の一翼を担う議会・議員活動も高度化・専門化していることや、年4回の定例会、不定期の臨時会、また、閉会中の議会・議員活動も増加してきており、他の職をもって議員活動を行うことが非常に困難な状況となっている。

このような状況から議員報酬については、子育て世代、若い世代の議員のなり手を促すためにも議員報酬を増額すべきとする意見、定数を削減せずに報酬を増額することには無理があるという意見、当面の間は現状維持とする意見などが出されたが、最終的に、若年層や多様な人材を広く求めるためには増額が望ましいが、現時点での町の財政状況等を踏まえ増額は困難との見解となり、現状維持との結論に至った。

なお、全国町村議会議長会の「町村議会議員報酬等のあり方検討委員会」によると、「議員報酬の低さにより、専業で町村議会議員の仕事を担うことが難しい状況にあり、若年の勤労世代が町村議会議員になりにくく、広範な民意反映に支障をきたしている。」と報告されている。

本特別委員会においても同様の意見が出されており、今後は議員の役割と活動に重点を置いた報酬のあり方を検討するとともに、議員の「なり手不足」の解消に向けた議員報酬のあり方について、継続して調査研究を進めていくことが必要である。

また、特別委員会委員長・各副委員長の報酬支給については、議会活動は委員会の活動が中心であり、その活動を充実していく必要があることを考えると、委員長及び副委員長の責務は一層拡大していることから、特別委員会の正副委員長及び各委員会の副委員長への報酬についても支給する必要があるとの意見も出されたが、議員報酬同様、現時点での町の財政状況等も踏まえ、現行どおりとの結論に至った。

#### エ 議会モニター制度について

議会モニター制度については、令和元年12月、議会運営委員会において先進地である斜里町議会を視察したが、本特別委員会においては、すでに導入されている芽室町議会及び浦幌町議会の資料収集、さらには質問事項等により調査を行った。

議会モニター制度は、本会議及び各委員会の傍聴や議会の広報・広聴施策などを通じて、「議会運営等に関し、町民の皆様からの意見・提言などを幅広く聴取し、議会運営に反映すること。」を目的に設置されており、開かれた議会を目指すことで進められている。

このことから、議会モニター制度の導入について前向きに検討すべきとの意見が出されたが、最終的には、モニター制度の具体的な活動やメリット・デメリットなどの課題等について時間をかけて調査検討すべきとの意見で一致し、今後は議会運営委員会による継続調査事項として取り扱うこととした。

#### オ 各常任委員会、全員協議会等のインターネット中継及び会議録のホームページ掲載について

美幌町議会においては、現在、定例会及び臨時会の本会議についてのみインターネット中継と会議録のホームページ掲載を行っており、各常任委員会、全員協議会及び特別委員会についてはインターネット中継を行っておらず、また、会議録のホームページ掲載も行っていない。

本特別委員会では、開かれた議会を目指すためにも、各常任委員会等においても積極的に公開していく必要があるとの意見で一致したが、非公開事項の取り扱いな

どの課題を整理する必要があるため、今後も先進地視察等により調査検討を行い、各常任委員会等におけるインターネット中継及び会議録のホームページ掲載を実施すべきとの結論に至った。

### (3) 議会報告会について

美幌町議会においては、平成23年4月の美幌町自治基本条例施行以降、広報広聴の取組の一つとして「議会報告会」及び「意見交換会」を実施しているが、参加者が少ない、あるいは参加者の固定化などの課題もある。

これら課題を念頭に、これまでの取り組みをさらに前進させるべく「より多くの人に参加してもらうこと」及び「参加しやすい環境を整えること」を議論した結果、議会報告会及び意見交換会を同時開催とするが、町民との対話を重点とした開催にするために、タイムリーな話題、町民にとって関心のあるテーマとした意見交換会を行うべきとの意見で一致し、必要に応じて意見交換会のみでの実施についても検討すべきとの結論に至った。

以上、本委員会が議会のICT化をはじめ、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上等を目指した改革に関する一定の結論である。

今後とも、さらなる議会の活性化を図り、開かれた議会のなお一層の実現を図るため、議員間で活発に議論してまいりたい。